

介護老人保健施設 ケアポート栗東 訪問リハビリテーション 重要事項説明書

(令和 8 年 6 月 1 日)

Ⅰ. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 社会福祉法人^{鳥取県}済生会支部滋賀県済生会
介護老人保健施設 ケアポート栗東 訪問リハビリテーション
- ・開始年月日 平成 24 年 5 月 1 日
- ・所在地 滋賀県栗東市大橋二丁目8番2号
- ・電話番号 077-551-2600
- ・ファックス番号 077-551-2609
- ・管理者名 ^{よしおか まこと}吉岡 誠
- ・介護保険指定番号 (2551280015 号)
- ・ホームページ <http://careport-rittou.jp>

(2) 訪問リハビリテーションの目的と運営方針

訪問リハビリテーションは、医学的管理の下でのリハビリテーションを提供することで、ご本人の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、ご本人が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、在宅ケアを支援することを目的とした事業です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような基本理念と運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[基本理念]

- やさしさと笑顔あふれるケアポート栗東

[運営方針]

- ケアポート栗東は、信頼と安心のサービスを提供します
- 地域の皆様が、住み慣れた地域で尊厳と希望を持ちながら生活できるよう支援します
- 職員は、仕事と職場に誇りを持ち、不断の自己研鑽と業務改善に努めます

(3) 事業所の職員体制及び業務内容

令和 8 年 6 月 1 日時点

	訪問リハビリテーション	業 務 内 容
管理者	1 名	従業者の管理・指導
医師	1 名	医学的評価、日常診療、利用者と職員の健康管理
理学・作業療法士 言語聴覚士	2 名以上	リハビリテーション、身元引受人（家族）等への指導と相談
事務職員、労務員	3 名以上	保険請求、庶務等一般事務

(4) 介護保険被保険者証等の確認：ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証、負担割合証を確認させていただきます。

(5) 窓口営業日及び営業時間：

ご利用の相談、事務手続き等

・営業日：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

土曜日は日直体制

・営業時間：8時30分～17時 00 分

訪問リハビリテーションの営業時間

・営業日：月曜日～金曜日（営業カレンダーに準ずる）

・営業時間：9時 00 分～17時00分

※自然災害（台風など）の際、やむを得ずサービスを休止する場合があります。

2. サービス内容及び利用料金

(1) サービスの内容

- 訪問リハビリテーション計画書の立案
- リハビリテーション

ご本人の心身の状況や目標に応じた個別リハビリテーションを行い、心身機能の維持・向上に努めます。環境を考慮した評価、練習、福祉用具の選定を行い、動作の獲得練習、身元引受人（ご家族）の介助指導を行います。

- 相談援助サービス ご本人と身元引受人（ご家族）からのご相談に応じます。
- その他

＊ これらのサービスのなかには、ご本人から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

(2) サービスの利用料金

介護保険給付の対象となるサービスの提供を受けた場合は、負担割合証の各割合に応じた差額が介護保険から給付されます。サービスの利用料金（1日あたり）については別の料金表を参照ください。

ご本人が介護保険の適用を受けていない場合、又は、介護給付の対象とならないサービスの提供を受けた場合は、利用料の全額が自己負担となります。

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料金のお支払いは、月末締めて翌月の 15 日頃に請求書を配付致しますので、請求月の末日までに以下のいずれかの方法にてお支払い下さい。

(ア) 銀行からの自動引き落とし（滋賀銀行、関西みらい銀行、農協 等）

(イ) 請求書に記載の指定口座へのお振り込み（振込手数料はご本人負担となります）

(ウ) 窓口での現金払い ※いずれの場合も領収書の再発行はできません。

(4) 医療費控除について

訪問リハビリテーション費及び加算料金は医療費控除の対象となります。その他の利用料金は医療費控除の対象とはなりません。

3. 高齢者虐待防止について

当事業所は、ご本人等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 吉岡 誠
-------------	----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年一回以上実施します。

(5) 介護相談員の受け入れをしています。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の身元引受人（家族）等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

4. 事故の発生について（事故の危険性について）

ご本人は、滑落や転倒、それらによる打撲や骨折、誤嚥や呼吸困難等がおこると考えられます。

(1) 「普通に起こると考えられる事故」が起こった場合

当事業所が契約に準じ、通常の職務を遂行している中で、前述の「普通に起こると考えられる事故」が起こった場合には、その旨を身元引受人（ご家族）に連絡いたします。その結果、受診が必要と判断した場合は、医療機関へ搬送するものとします。

(2) 他の事故が起こった場合

当事業所が契約に反し、または介護等の不手際により事故が起こった場合、その旨を身元引受人（ご家族）に連絡し、適切な処置を行います。また、当事業所は損害保険にも加入していますので、その対応が必要とお考えになった際にはご相談下さい。

5. 個人情報保護について

(1) 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得たご本人又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ ご本人が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ ご本人に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤ 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

(2) 次の各号についての情報提供については、当事業所は、ご本人及び身元引受人から、予め同意

を得た上で行なうこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、ご本人個人を特定できないように匿名化し使用することを厳守します。
 - ③ 当事業所は、ご本人の顔や様子をビデオや写真に撮り、記録・広報・研修発表等に利用する場合、ご本人の不利益になることのないように十分留意することとします。
- (3) 1.2項に掲げる事項については、介護老人保健施設サービス終了後及び職員の退職後も同様の扱いとします。

6. ご本人の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、ご本人の記録や情報を管理し、ご本人の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料等の諸経費は、ご本人の負担となります)

7. 要望・苦情対応等について

「苦情・相談窓口」が事務所に設置しておりますので、窓口担当の支援相談員(電話:077-551-2600)にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

当事業所以外にもお申し出いただくこともできます。

・各市役所等の介護保険担当窓口

栗東市:長寿福祉課介護保険担当 電話:077-551-0281

草津市:健康福祉部介護保険課介護保険係 電話:077-561-2369

守山市:健康福祉部介護保険課 電話:077-582-1127

野洲市:健康福祉部高齢福祉課 電話:077-587-6074

・あんしん・なっとく委員会(滋賀県運営適正化委員会) 電話:077-567-4107

・滋賀県国民健康保険団体連合会 苦情専用電話:077-510-6605

8. 契約解除となる場合

下記の項目に該当する場合は、身元引受人(ご家族)に連絡させていただき、ご利用の終了をお願いさせていただきます。

- ① ご本人が要介護認定において自立・要支援1・要支援2と認定された場合
- ② ご本人の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な訪問リハビリサービスの提供を超えると判断された場合
- ③ ご本人及び身元引受人が、利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ ご本人又は身元引受人(ご家族)が当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、暴力行為・暴言・誹謗中傷・ハラスメント等、反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、事業所・設備の故障その他やむを得ない理由により、訪問リハビリテーションを利用させることができない場合

9. 利用者からの契約解除について

利用者は当事業所に対し、いつでも契約の解除を申し出る事ができます。この場合、1か月以上の予告期間をもって申し出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

当事業所が次のいずれかに該当する場合には、利用者は直ちに契約を解除することができます。

- (1) 当事業所が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及び契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を行った場合
- (2) 当事業所が、守秘義務に違反した場合
- (3) 当事業所が、破産等事業を継続する見通しが困難になった場合
- (4) 当事業所が故意または過失により利用者・身元引受人（ご家族）等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は、著しい背信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

10. 実習生の受け入れ

当事業所では年間を通じて看護・介護職等を目指す学生などの実習を受け入れる場合があります。実習でご本人と接する事は、将来の看護・介護職等を目指す学生などにとって講義などで学ぶ以上に得る物が多く、当事業所としても可能な限り受け入れております。実習の目的をご理解いただき、ご協力ください。これらの実習生には職員と同じ秘密の保持義務があり、必ず職員の指導のもとで実習することとします。実習生の受け入れについて不都合のある方は職員までお申し出ください。

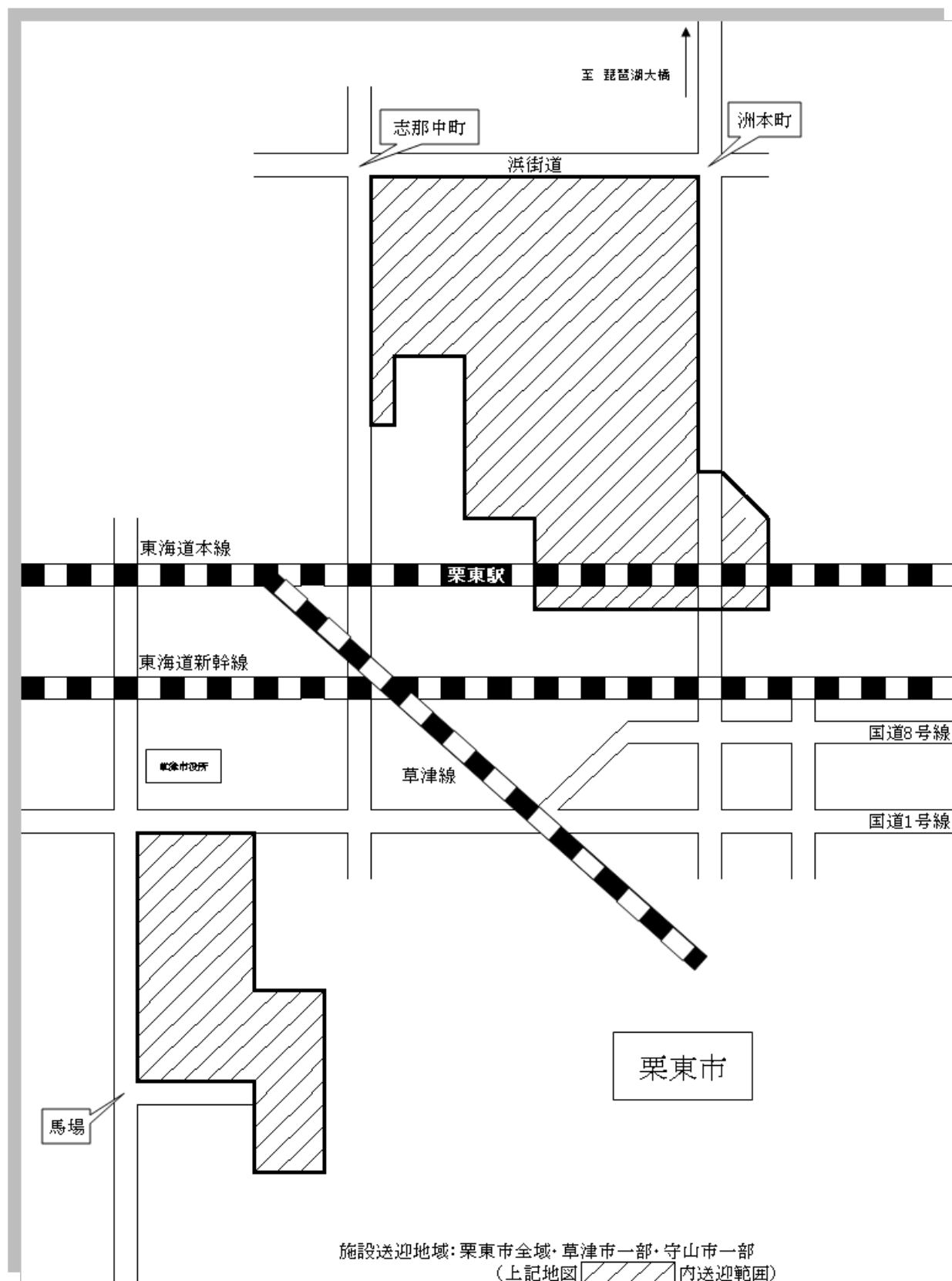
11. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等について

- ・アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組み：あり
意見箱：毎月末 結果の公表：あり
利用者満足度アンケート：毎年 6 月 結果の公表：あり
- ・滋賀県健康福祉サービス第三者評価の実施：なし 結果の公表：なし
- ・その他機関による第三者評価の実施：なし 結果の公表：なし

12. その他

当事業所では、ご本人や身元引受人（ご家族）、その他関係者からの贈り物の受け取りはお断りさせていただきます。お中元やお歳暮につきましてもお返しさせて頂いておりますので、ご理解いただきますよう宜しくお願い致します。

訪問範囲:



通常の業務で想定される個人情報の利用目的

【ご本人への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔ケアポート栗東内部での利用〕

- ◎ 当事業所がご本人に提供する介護サービス
- ◎ 介護保険事務
- ◎ 介護サービスのご本人に係る当事業所の管理運営業務のうち、
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計・経理
 - ・ 質向上・安全確保・医療、介護事故あるいは未然防止等の分析・報告
 - ・ 当該ご本人への介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供〕

- ◎ 当事業所がご本人に提供する介護サービスのうち、
 - ・ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携（サービス担当者会議等）
 - ・ 他の医療機関や介護サービス事業者からの照会への回答
 - ・ ご本人の診療等に当たり、外部の医師等への意見・助言を求める場合
 - ・ 検体検査業務の委託・その他の業務委託
 - ・ 身元引受人（家族）等への心身の状況説明
- ◎ 介護保険事務のうち、
 - ・ 審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ◎ 賠償責任保険などに係る、医療・介護に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ◎ 第三者機関への質向上・安全確保・医療事故対応・未然防止等のための報告

【上記以外の利用目的】

〔当事業所での利用〕

- ◎ 当事業所の管理運営業務のうち、
 - ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・ 医師・看護師・理学療法士等リハ専門職・介護専門職・関連事務職等の学生実習への協力
 - ・ 医師・看護師・理学療法士等リハ専門職・介護専門職・関連事務職等の教育・研修
 - ・ 当事業所において行われる事例研究
 - ・ 満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

〔学会・医学誌等への発表〕

- ◎ 特定の患者・ご本人・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ◎ 当事業所の管理運営業務のうち、
 - ・ 外部監査機関への情報提供
 - ・ 当該ご本人に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との

連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

ケアポート栗東 料金表（訪問リハビリテーション）

＊1回あたりの単位数（介護保険適用分）

項目	加算額			内容
	1割	2割	3割	
訪問リハビリテーション費	325 円	650 円	975 円	計画的な医学的管理を行っている 医師の指示に基づき、理学療法士 等がご自宅を訪問しリハビリテーションを実施した場合に算定されます。
リハビリマネジメント加算（ロ）	225 円	450 円	675 円	リハビリ会議を行い、リハビリ計画書を作成、見直しを行います。また、身元引受人（ご家族）やサービス事業所にリハ職員より介護指導、説明を行い同意された場合算定されます。加えて、厚生労働省のデータベースにデータを送り、フィードバックを受けている場合に算定されます。
事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合（上記に加えて加算）	285 円 （月 1 回）	570 円	855 円	
退院時共同指導加算 （1 回に限る）	633 円	1,266 円	1,899 円	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算します。
サービス提供体制強化加算（I）	7円	13円	19円	退院日または退所日から3月以内算定されます。

短期集中リハビリテーション実施加算	211 円	422 円	633 円	前年度の実績で利用者の地域の場合に移行を支援した場合に算定されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	254 円	507 円	760 円	退院(所)日又は通所開始日から起算して 3 月以内・認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断したのに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、リハビリテーションを集中的に行った場合に加算します。
移行支援加算	18 円	36 円	54 円	前年度の実績で利用者の地域の場合に移行を支援した場合に算定されます。
口腔連携強化加算	53 円	106 円	159 円	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合

				に、1月に1回に限り所定単位数を加算します。
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の1.5%	所定単位数の1.5%	所定単位数の1.5%	介護職員処遇改善加算の基準を満たしている事業所として加算されます。

厚生労働省が定める介護報酬改定により算定内容が変更になる場合があります

ご負担額は契約時にお渡しする「ご利用料金 見積書」をご確認ください

*ご利用料金(単位:円)

項目	金額	内容
文書料	2,000～5,000円 +消費税	診断書や受領証明書等を発行した場合に一通につきお支払いただきます。
受領証明書	500円 +消費税	すでに発行した領収証を紛失され、領収証にかわる書類が必要な場合にお支払いただきます。

介護老人保健施設 ケアポート栗東 訪問リハビリテーションの提供の内容等について、ご本人（身元引受人）に対して、本書面に基づいて重要事項の説明と料金表の説明を行いました。本書を2通作成し、ご本人（ご家族・身元引受人）、事業所が署名の上 各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

《事業所》

住 所：滋賀県栗東市大橋二丁目8番2号

名 称：介護老人保健施設 ケアポート栗東 訪問リハビリテーション

管理者：吉岡 誠

《説明者》

職 名：作業療法士

氏 名： 宮武 恵

重要事項の内容と料金表について説明を受け、その内容に同意し、了承しました。

《ご本人》

住 所：

氏 名：

《ご家族・身元引受人》

住 所：

氏 名： （続柄 ）